## 特別則に基づく健康診断の関係条文

1	労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 【抄】・・・・・・・・p. 1
2	労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)【抄】・・・・・p. 2
3	有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号)【抄】····p. 4
4	鉛中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 37 号)【抄】·····p. 6
5	四アルキル鉛中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 38 号)【抄】・・・p. 7
6	特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号)【抄】···p. 8
7	石綿障害予防規則 (平成 17 年厚生労働省令第 21 号) 【抄】····p. 33

## 1 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)【抄】

## (健康診断)

## 第六十六条 (略)

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

3~5 (略)

## 2 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)【抄】

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

#### 一、二 (略)

- 三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質(同号 5 及び 31 の 2 に掲げる物並びに同号 37 に掲げる物で同 号 5 又は 31 の 2 に係るものを除く。)を製造し、若しくは取り扱う業務(同号 8 若しくは 32 に掲げる物又は同号 37 に掲げる物で同号 8 若しくは 32 に係る ものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号 3 の 3、11 の 2、13 の 2、15、18 の 2 から 18 の 4 まで、19 の 2 から 19 の 4 まで、22 の 2 から 22 の 5 まで若しくは 33 の 2 に掲げる物又は同号 37 に掲げる物で同号 3 の 3、11 の 2、13 の 2、15、18 の 2 から 18 の 4 まで、19 の 2 から 19 の 4 まで、22 の 2 から 22 の 5 まで若しくは 33 の 2 に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。)、第十六条第一項各号に掲げる物(同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。)を試験研究のため製造し、若しく は使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のため製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務
- 四 別表第四に掲げる鉛業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)
- 五 別表第五に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)
- 六 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所 において別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省 令で定めるもの
- 2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務(第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務、第 十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの 物を取り扱う業務及び第九号の二、第十三号の二、第十四号の二若しくは第十五号の二から第十五号の四までに掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第九号の 二、第十三号の二、第十四号の二若しくは第十五号の二から第十五号の四までに係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。)又 は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。
- ー ベンジジン及びその塩
- ーのニ ビス(クロロメチル)エーテル
- ニ ベーターナフチルアミン及びその塩
- 三 ジクロルベンジジン及びその塩
- 四 アルフアーナフチルアミン及びその塩
- 五 オルトートリジン及びその塩
- 六 ジアニシジン及びその塩

- 七 ベリリウム及びその化合物
- 八 ベンゾトリクロリド
- 九 インジウム化合物
- 九の二 エチルベンゼン
- 九の三 エチレンイミン
- 十 塩化ビニル
- 十一 オーラミン
- 十二 クロム酸及びその塩
- 十三 クロロメチルメチルエーテル
- 十三の二 コバルト及びその無機化合物
- 十四 コールタール
- 十四の二 酸化プロピレン
- 十五 三・三'一ジクロロ一四・四'一ジアミノジフェニルメタン
- 十五の二 ー・二―ジクロロプロパン
- 十五の三 ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
- 十五の四 ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト(別名 DDVP)
- 十五の五 一・一—ジメチルヒドラジン
- 十六 重クロム酸及びその塩
- 十七 ニツケル化合物(次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)
- 十八 ニツケルカルボニル
- 十九 パラ―ジメチルアミノアゾベンゼン
- 十九の二 砒い素及びその化合物(アルシン及び砒い化ガリウムを除く。)
- 二十 ベータ―プロピオラクトン
- 二十一 ベンゼン
- 二十二 マゼンタ
- 二十三 第一号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第八号に掲げる物をその重量の〇·五パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。)
- 二十四 第九号から第二十二号までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省 令で定めるもの
- 3 (略)

#### 3 有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号)【抄】

#### (健康診断)

- 第二十九条 令第二十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める業務は、屋内作業場等(第 三種有機溶剤等にあつては、タンク等の内部に限る。)における有機溶剤業務のうち、第 三条第一項の場合における同項の業務以外の業務とする。
- 2 事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置 替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診 断を行わなければならない。
  - ー 業務の経歴の調査
  - 二 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、別表の下欄に掲げる項目(尿中の有機 溶剤の代謝物の量の検査に限る。)についての既往の検査結果の調査並びに第四号、別表の下欄(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。)及び第五項第二 号から第五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査
  - 三 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
  - 四 尿中の蛋たり白の有無の検査
- 3 事業者は、前項に規定するもののほか、第一項の業務で別表の上欄に掲げる有機溶剤 等に係るものに常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及 びその後六月以内ごとに一回、定期に、別表の上欄に掲げる有機溶剤等の区分に応じ、 同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。
- 4 前項の健康診断(定期のものに限る。)は、前回の健康診断において別表の下欄に掲げる項目(尿中の有機溶剤の代謝 物の量の検査に限る。)について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。
- 5 事業者は、第二項の労働者で医師が必要と認めるものについては、第二項及び第三項 の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部に ついて医師による健康診断を行わなければならない。
  - 一 作業条件の調査
  - 二 貧血検査
  - 三 肝機能検査
  - 四 腎じん機能検査(尿中の蛋たん白の有無の検査を除く。)
  - 五 神経内科学的検査

#### 別表(第二十九条関係)

有機溶	<b>剤等</b>	項目
(—)	<ul><li>エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)</li></ul>	血色素量及び赤血球数の検査
	ニ エチレングリコールモノエチルエーテル	

	アセテート(別名セロソルブアセテート) 三 エチレングリコールモノ―ノルマル―ブ チルエーテル(別名ブチルセロソルブ) 四 エチレングリコールモノメチルエーテル	
	(別名メチルセロソルブ) 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれか をその重量の五パーセントを超えて含有す る物	
(=)	ー オルトージクロルベンゼン ニ クレゾール 三 クロルベンゼン 四 ー・ニージクロルエチレン(別名二塩化 アセチレン) 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれか をその重量の五パーセントを超えて含有する物	血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(アーGTP)の検査(以下「肝機能検査」という。)
(三)	ー キシレン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の 五パーセントを超えて含有する物	尿中のメチル馬尿酸の量の検査
(四)	<ul><li>N・N―ジメチルホルムアミド</li><li>前号に掲げる有機溶剤をその重量の</li><li>五パーセントを超えて含有する物</li></ul>	ー 肝機能検査 二 尿中の N—メチルホルムアミドの量の 検査
(五)	<ul><li>ー ー・ー・ーートリクロルエタン</li><li>二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の</li><li>五パーセントを超えて含有する物</li></ul>	尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量 の検査
(六)	<ul><li>トルエン</li><li>前号に掲げる有機溶剤をその重量の</li><li>五パーセントを超えて含有する物</li></ul>	尿中の馬尿酸の量の検査
(七)	<ul><li>一 二硫化炭素</li><li>二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の</li><li>五パーセントを超えて含有する物</li></ul>	眼底検査
(/\)	<ul><li> ノルマルヘキサン</li><li> 前号に掲げる有機溶剤をその重量の</li><li> 五パーセントを超えて含有する物</li></ul>	尿中の二・五―ヘキサンジオンの量の検査

## 4 鉛中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 37 号)【抄】

#### (健康診断)

- 第五十三条 事業者は、令第二十二条第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への 配置替えの際及びその後六月(令別表第四第十七号及び第一条第五号リからルまでに掲げる鉛業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務に従事す る労働者に対しては、一年)以内ごとに一回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。
  - ー 業務の経歴の調査
  - 二 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査並びに第四号及び第五号に掲げる項 目についての既往の検査結果の調査
  - 三 鉛による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
  - 四 血液中の鉛の量の検査
  - 五 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査
- 2 前項の健康診断(六月以内ごとに一回、定期に行うものに限る。)は、前回の健康診断において同項第四号及び第五号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、 医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。
- 3 事業者は、令第二十二条第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者で医師が必要と認めるものについては、第一項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。
  - 一 作業条件の調査
  - 二 貧血検査
  - 三 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
  - 四 神経内科学的検査

## 5 四アルキル鉛中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 38 号)【抄】

#### (健康診断)

- 第二十二条 事業者は、令第二十二条第一項第五号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後三月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行なわなければならない。
  - 一 いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼<sup>そう</sup>白、倦<sup>けん</sup>怠感、盗汗、頭痛、振顫<sup>せん</sup>、四肢<sup>し</sup>の腱<sup>けん</sup>反射亢<sup>こう</sup>進、悪<sup>お</sup>心、嘔吐<sup>おうと</sup>、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の有無の検査
  - 二 血圧の測定
  - 三 血色素量又は全血比重の検査
  - 四 好塩基点赤血球数又は尿中のコプロポルフイリンの検査

## 6 特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号)【抄】

#### (健康診断の実施)

- 第三十九条 事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務(石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。)に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。
- 2 事業者は、令第二十二条第二項の業務(石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを 発散する場所における業務を除 く。)に常時従事させたことのある労働者で、現に使用 しているものに対し、別表第三の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事した同項の 業務の区分に応 じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲 げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。
- 3 事業者は、前二項の健康診断(シアン化カリウム(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)、シアン化水素(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)及びシアン化ナトリウム(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対し行われた第一項の健康診断を除く。)の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、別表第四の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。
- 4 令第二十二条第二項第二十四号の厚生労働省令で定める物は、別表第五に掲げる物と する。
- 5 令第二十二条第一項第三号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。
  - 一 第二条の二各号に掲げる業務
  - 二 第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務 (別表第一第三十七号に掲げる物に係るものに限る。次項第三号において同じ。)
- 6 令第二十二条第二項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。
  - ー 第二条の二各号に掲げる業務
  - 二 第二条の二第一号イに掲げる業務(ジクロロメタン(これをその重量の一パーセント を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内 作業場等において行う洗浄又は払拭の業務を除く。)
  - 三 第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務

# 別表第三(第三十九条関係) ※一次健診項目

業務		期間	項目
(-)	次取一のニア三ン四ル五及六そ七ミ八九をン製物物が、 ベンジびアミオそジ塩パアマ前のを発業ジーをルンルのア ラゾゼ各重超のも、 及 フ塩ン ナのバー シージンタにのてのと称が サのベーをトージ メゼ 掲一含物ス ひょう ジー・ジャ が しっか カーカー シャン が アーベン号量え他の カーカー シャン が アーカー かったい かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	六月	一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿沈渣 <sup>を</sup> 検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣 <sup>を</sup> のパパニコラ法による細胞診)の検査
(=)	ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		一 業務の経歴の調査  二 ビス(クロロメチル)エーテルによるせき、 たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査  三 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状 又は自覚症状の有無の検査 四 当該業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査
(三)	塩素化ビフエニル等を 製造し、又は取り扱う 業務	六月	<ul> <li>業務の経歴の調査</li> <li>塩素化ビフエニルによる皮膚症状、肝障害等の既往歴の有無の検査</li> <li>食欲不振、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>毛嚢<sup>のう</sup>性<u>〔ざ〕瘡<sup>ざそう</sup></u>、皮膚の黒変等の皮</li> </ul>

		膚所見の有無の検査
		五 尿中のウロビリノーゲンの検査
(四)	ベリリウム等を製造 六	ーニー   一 業務の経歴の調査
	し、又は取り扱う業務	ニ ベリリウム又はその化合物による呼吸器
		症状、アレルギー症状等の既往歴の有無の検査
		三 乾性せき、たん、咽頭痛、喉のいらいら、
		胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸 <sup>き</sup> 、息苦しさ、
		倦 <sup>けん</sup> 怠感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又
		は自覚症状の有無の検査
		四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
		五 肺活量の測定
		軍 胸部のエツクス線直接撮影による検査
(五)	ベンゾトリクロリド六	ー 業務の経歴の調査
	(これをその重量の	ニ ベンゾトリクロリドによるせき、たん、胸
	〇・五パーセントを超	痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔 <sup>〈う</sup> 炎、鼻
	えて含有する製剤その	ポリープ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴
	他の物を含む。)を製造	の有無の検査
	し、又は取り扱う業務	三 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱
		失、副鼻腔 <sup>くう</sup> 炎、鼻ポリープ、頸 <sup>けい</sup> 部等のリ
		ンパ腺の肥大等の自覚症状及び他覚症状の有
		無の検査
		四 ゆうぜい、色素沈着等の皮膚所見の有無の
		検査
		五 令第二十三条第九号の業務に三年以上従
		事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線
		直接撮影による検査
(六)	アクリルアミド(これ 六)	ー 業務の経歴の調査
	をその重量の一パーセ	ニ アクリルアミドによる手足のしびれ、歩行
	ントを超えて含有する	障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の既
	製剤その他の物を含	往歴の有無の検査
	む。)を製造し、又は取	三 手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他
	り扱う業務	覚症状又は自覚症状の有無の検査
		四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
(七)	アクリロニトリル(こ 六)	ー 業務の経歴の調査
	れをその重量の一パー	ニ アクリロニトリルによる頭重、頭痛、上気
	セントを超えて含有す	道刺激症状、全身倦 <sup>けん</sup> 怠感、易疲労感、悪心、
	る製剤その他の物を含	嘔 <sup>おう</sup> 吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の既
	む。)を製造し、又は取	往歴の有無の検査

	り扱う業務	三 頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦 <sup>けん</sup> 怠 感、易疲労感、悪心、嘔 <sup>おう</sup> 吐、鼻出血等の他覚 症状又は自覚症状の有無の検査
(1)	アルキル水銀化合物 (これをその重量の一 パーセントを超えて含 有する製剤その他の物 を含む。)を製造し、又 は取り扱う業務	- 業務の経歴の調査 二 アルキル水銀化合物による頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜し眠、抑鬱感、不安感、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
(九)	インジウム化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 血清インジウムの量の測定 六 血清シアル化糖鎖抗原 KL—6 の量の測定 七 胸部のエツクス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。)
(+)	エチルベンゼン(これ 六月 をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔 <sup>くう</sup> 刺激症状、頭痛、倦 <sup>けん</sup> 怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔 <sup>くう</sup> 刺激症状、頭痛、倦 <sup>けん</sup> 怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中のマンデル酸の量の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

(+-)	エチレンイミン(これ: をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤 その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<ul> <li>業務の経歴の調査</li> <li>エチレンイミンによる頭痛、せき、たん、 胸痛、嘔<sup>おう</sup>吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は 自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>頭痛、せき、たん、胸痛、嘔<sup>おう</sup>吐、粘膜刺 激症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検 査</li> <li>皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</li> </ul>
(+=)	塩化ビニル(これをそうの重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査  二 塩化ビニルによる全身倦けん怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸だん、黒色便、手指の蒼そう白、疼とう痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴及び肝疾患の既往歴の有無の検査  三 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦けん怠感、易疲労感、不定の上腹部症状、黄疸だん、黒色便、手指の疼とう痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査  四 肝又は脾のの腫大の有無の検査  五 血清ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビックトランスアミナーゼ(GOT)、アルカリホスフアターゼ等の肝機能検査  六 当該業務に十年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査
(+三)	塩素(これをその重量 のーパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<ul> <li>業務の経歴の調査</li> <li>塩素による呼吸器症状、眼の症状等の既往</li> <li>歴の有無の検査</li> <li>せき、たん、上気道刺激症状、流涙、角膜の異常、視力障害、歯の変化等の他覚症状又は</li> <li>自覚症状の有無の検査</li> </ul>
(十四)	オーラミン(これをそこの重量の一パーセントを超えて含有する製剤 その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱	六月	<ul><li>一業務の経歴の調査</li><li>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li><li>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li></ul>

	<u> </u>		m 日油沐沐岭傍(库在北)/亚上河头 7.45 A.1.
	う業務		四 尿沈渣 検鏡 (医師が必要と認める場合は、
			尿沈渣 <sup>さ</sup> のパパニコラ法による細胞診)の検査
			五 尿中のウロビリノーゲンの検査
(十五)	オルト―フタロジニト	六月	ー 業務の経歴の調査
	リル(これをその重量		ニ てんかん様発作の既往歴の有無の検査
	の一パーセントを超え		三 頭重、頭痛、もの忘れ、不眠、倦けん怠感、
	て含有する製剤その他		悪心、食欲不振、顔面蒼 <sup>そう</sup> 白、手指の振戦等の
	の物を含む。)を製造		他覚症状又は自覚症状の有無の検査
	し、又は取り扱う業務		四 尿中のウロビリノーゲンの検査
(十六)	カドミウム又はその化	六月	ー 業務の経歴の調査
	合物(これらの物をそ		ニ カドミウム又はその化合物による呼吸器
	の重量の一パーセント		症状、胃腸症状等の既往歴の有無の検査
	を超えて含有する製剤		三 せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異
	その他の物を含む。)		常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔 <sup>ぉう</sup> 吐、反復性
	を製造し、又は取り扱		の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自
	う業務		覚症状の有無の検査
			四 門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無
			の検査
			五 尿中の蛋たや白の有無の検査
(十七)	クロム酸等を製造し、	六月	ー 業務の経歴の調査
	又は取り扱う業務		二 クロム酸若しくは重クロム酸又はこれら
			の塩によるせき、たん、胸痛、鼻腔 <sup>くう</sup> の異常、
			皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴
			の有無の検査
			三 せき、たん、胸痛等の他覚症状又は自覚症
			状の有無の検査
			四 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿 <sup>せん</sup> 孔等の鼻腔 <sup>くう</sup>
			の所見の有無の検査
			五 皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見の有無の検査
			六 令第二十三条第四号の業務に四年以上従
			事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線
			直接撮影による検査
(十八)	次の物を製造し、又は	六月	ー 業務の経歴の調査
	取り扱う業務		二 作業条件の簡易な調査
	ー クロロホルム		三 クロロホルム、四塩化炭素、一・四—ジオ
	<ul><li>クロロホルム</li><li>二 四塩化炭素</li></ul>		ニ クロロボルム、四塩化炭素、一・四一シオ キサン、一・二一ジクロロエタン又は一・一・

	四 ー・ニージクロロ エタン 五 ー・ー・ニ・ニー テトラクロロエタン 六 前各号に掲げる物 をその重量のーパーセ ントを超えて含有する 製剤その他の物		覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査四頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔 まっ吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 エ 尿中の蛋たか白の有無の検査 六 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ
(十九)	クロロメチルメチルエーテル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		(ア―GTP)の検査  一 業務の経歴の調査  二 クロロメチルメチルエーテルによるせき、 たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症 状の既往歴の有無の検査  三 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状 又は自覚症状の有無の検査 四 胸部のエツクス線直接撮影による検査
(=+)	五酸化バナジウム(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<ul> <li>業務の経歴の調査</li> <li>五酸化バナジウムによる呼吸器症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>せき、たん、胸痛、呼吸困難、手指の振戦、皮膚の蒼<sup>そう</sup>白、舌の緑着色、指端の手掌部の角化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>両話量の測定</li> <li>血圧の測定</li> </ul>
(=+-)	コバルト又はその無機 化合物(これらの物を その重量の一パーセン トを超えて含有する製 剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱 う業務		<ul> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 コバルト又はその無機化合物によるせき、 息苦しさ、息切れ、喘ぜん鳴、皮膚炎等の他覚症 状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>四 せき、息苦しさ、息切れ、喘ぜん鳴、皮膚炎 等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> </ul>
(=+=)	コールタール(これを その重量の五パーセン トを超えて含有する製 剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱 う業務		<ul> <li>業務の経歴の調査</li> <li>コールタールによる胃腸症状、呼吸器症状、皮膚症状等の既往歴の有無の検査</li> <li>食欲不振、せき、たん、眼の痛み等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>露出部分の皮膚炎、にきび様変化、黒皮症、</li> </ul>

(=+=)	酸化プロピレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		いぼ、潰瘍、ガス斑等の皮膚所見の有無の検査 五 令第二十三条第六号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査 一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 酸化プロピレンによる眼の痛み、せき、咽頭痛、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
(二十四)	次取り シシン 明がある での がいり シンア アーラ は でいます アンカー かった アンカー でいます アンカー でいます アンカー でいます アンカー でいます から でいます いっぱい でいます いっぱい でんしん は でんか は でんか でんか まます いっぱい でんしん かんしん かんしん は でんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん		一 業務の経歴の調査 二 作業条件の調査 三 シアン化カリウム、シアン化水素又はシアン化ナトリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦けん怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、疲労感、倦けん怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中のウロビリノーゲンの検査
(二十五)	三・三'一ジクロロー四・四'一ジアミノジフエニルメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		一 業務の経歴の調査 ニ 三・三'一ジクロロ―四・四'一ジアミノジフエニルメタンによる上腹部の異常感、倦けん怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 上腹部の異常感、倦けん怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 肝機能検査
(二十六)	ー・二―ジクロロプロ パン(これをその重量	六月	<ul><li>一業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるもの</li></ul>

の一パーセントを超え て含有する製剤その他 の物を含む。)を製造 し、又は取り扱う業務 に限る。)

二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

三 ー・二一ジクロロプロパンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔くう刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、黄疸<sup>だん</sup>、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔<sup>くう</sup>刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、黄疸<sup>だん</sup>、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

五 血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ—GTP)及びアルカリホスフアターゼの検査

(二十七) ジクロロメタン(これ 六月 をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取

り扱う業務

一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

三 ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦けん怠感、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、黄疸だん、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

		四 集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦けん怠感、悪心、嘔**う吐、黄疸だん、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ—GTP)及びアルカリホスフアターゼの検査
(=+/\)	ジメチル―ニ・ニージクローにれたのでは、これをそのでは、これをものできませんである。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時であるのに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時であるのに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時であるのに限る。) 三 がメチルーニ・ニージクロロビニルホスののでは、のでは、のででは、のでででででででででででででででででででででででで
(二十九)	ー・ー―ジメチルヒド ラジン(これをその重 量の一パーセントを超	 <ul><li>一 業務の経歴の調査</li><li>二 作業条件の簡易な調査</li><li>三 ー・ー―ジメチルヒドラジンによる眼の痛</li></ul>

(三十三)	次の物を製造し、又は 取り扱う業務 ー テトラクロロエチ		<ul><li>一 業務の経歴の調査</li><li>二 作業条件の簡易な調査</li><li>三 テトラクロロエチレン又はトリクロロエ</li></ul>
(=+=)	スチレン(これをその 重量の一パーセントを 超えて含有する製剤そ の他の物を含む。)を製 造し、又は取り扱う業 務		<ul> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 スチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>五 尿中の蛋<sup>たん</sup>白の有無の検査及びマンデル</li> </ul>
(三十一)	水銀又はその無機化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		<ul> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 水銀又はその無機化合物による頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>三 頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>四 尿中の潜血及び蛋<sup>たん</sup>白の有無の検査</li> </ul>
(三十)	他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 臭化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	既往歴の有無の検査 四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 一 業務の経歴の調査 二 臭化メチルによる頭重、頭痛、めまい、流 涙、鼻炎、咽喉痛、せき、食欲不振、悪心、嘔 おう吐、腹痛、下痢、四肢のしびれ、視力低下、 記憶力低下、発語障害、腱けん反射亢ニう進、歩 行困難等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の 有無の検査 三 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱けん 反射亢ニう進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚所見の有無の検査

	レン ニ トリクロロエチレ		チレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、 悪心、嘔 <sup>おう</sup> 吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状
	v		の既往歴の有無の検査
	三 前各号に掲げる物		四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔
	をその重量の一パーセ		<sup>おう</sup> 吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の
	ントを超えて含有する		検査
	製剤その他の物		五 尿中の蛋 <sup>たん</sup> 白の有無の検査及びトリクロ ル酢酸又は総三塩化物の量の測定
			六 血清グルタミツクオキサロアセチツクト
			ランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピ
			ルビツクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガ
			ンマーグルタミルトランスペプチダーゼ
			( γ —GTP) の検査
(三十四)	トリレンジイソシアネ	六月	一 業務の経歴の調査
	一ト(これをその重量		ニ トリレンジイソシアネートによる頭重、頭
	の一パーセントを超え		痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和
	て含有する製剤その他		感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、
	の物を含む。)を製造		呼吸困難、全身倦 <sup>けん</sup> 怠感、眼、鼻又は咽頭の粘
	し、又は取り扱う業務		膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘 <sup>ぜん</sup> 息等の
			他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
			三 頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、
			咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切
			れ、胸痛、呼吸困難、全身倦 <sup>けん</sup> 怠感、眼、鼻又 は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性
			喘ぜん息等の他覚症状又は自覚症状の有無の検
			査
			四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
(三十五)	ニツケル化合物(これ	六月	ー 業務の経歴の調査
	をその重量の一パーセ		二 作業条件の簡易な調査
	ントを超えて含有する		三 ニツケル化合物による皮膚、気道等に係る
	製剤その他の物を含		他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
	む。)を製造し、又は取		四 皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状
	り扱う業務		の有無の検査
			五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
(三十六)	ニツケルカルボニル	六月	ー 業務の経歴の調査
	(これをその重量の一		ニ ニツケルカルボニルによる頭痛、めまい、
	パーセントを超えて含		悪心、嘔 <sup>ぉぅ</sup> 吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻
	有する製剤その他の物		痒 <sup>そうょう</sup> 感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自

	を含む。)を製造し、又 は取り扱う業務	党症状の既往歴の有無の検査 三 頭痛、めまい、悪心、嘔 <sup>おう</sup> 吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒 <sup>そうよう</sup> 感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
(三十七)	ニトログリコール(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	胸部のエツクス線直接撮影による検査  一 業務の経歴の調査  二 ニトログリコールによる頭痛、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査  三 頭重、頭痛、肩こり、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査  四 血圧の測定 五 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査
(三十八)	パラ―ニトロクロルベンゼン(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 業務の経歴の調査 二 パラ―ニトロクロルベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、倦けん怠感、疲労感、顔面蒼そう白、チアノーゼ、貧血、心悸亢きこう進、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭重、頭痛、めまい、倦けん怠感、疲労感、顔面蒼そう白、チアノーゼ、貧血、心悸亢きこう進、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿中のウロビリノーゲンの検査
(三十九)	砒 <sup>い</sup> 素又はその化合物 (これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その 他の物を含む。)を製造 し、又は取り扱う業務	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 砒 <sup>□</sup> 素又はその化合物による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿せん孔等の鼻腔くうの所見の有無の検査

			六 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査 七 令第二十三条第五号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査
(四十)	弗 <sup>ふっ</sup> 化水素(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		<ul> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 弗<sup>ふつ</sup>化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>三 眼、鼻又は口腔<sup>くう</sup>の粘膜の炎症、歯牙の変色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</li> <li>五 尿中のウロビリノーゲンの検査</li> </ul>
(四十一)	ベータ―プロピオラクトン(これをその重量のーパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 ベータープロピオラクトンによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 露出部分の皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 五 胸部のエツクス線直接撮影による検査
(四十二)	ベンゼン等を製造し、 又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 ベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、心悸 亢きこう進、倦けん怠感、四肢のしびれ、食欲不振、 出血傾向等の他覚症状又は自覚症状の既往歴 の有無の検査 三 頭重、頭痛、めまい、心悸亢きこう進、倦けん 怠感、四肢のしびれ、食欲不振等の他覚症状又 は自覚症状の有無の検査 四 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検 査 五 白血球数の検査
(四十三)	ペンタクロルフエノー ル(別名 PCP)又はその ナトリウム塩(これら の物をその重量の一パ ーセントを超えて含有		ー 業務の経歴の調査 二 ペンタクロルフェノール又はそのナトリウム塩によるせき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦けん怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜し好、多汗、発熱、

	する製剤その他の物を 含む。)を製造し、又は 取り扱う業務	心悸亢きこう進、眼の痛み、皮膚掻痒そうよう感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦けん怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜し好、多汗、眼の痛み、皮膚掻痒そうよう感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 五 血圧の測定 六 尿中の糖の有無及びウロビリノーゲンの検査
(四十四)	マンガン又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 業務の経歴の調査  二 マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔貌、膏 <sup>こう</sup> 顔、流涎 <sup>えん</sup> 、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査  三 せき、たん、仮面様顔貌、膏 <sup>こう</sup> 顔、流涎 <sup>えん</sup> 、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査四 握力の測定
(四十五)	メチルイソブチルケトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>五 尿中の蛋<sup>たん</sup>白の有無の検査</li> </ul>
(四十六)	沃 <sup>ょう</sup> 化メチル(これを その重量の一パーセン トを超えて含有する製 剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱 う業務	<ul> <li>業務の経歴の調査</li> <li>スょう化メチルによる頭重、めまい、眠気、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、倦<sup>けん</sup>怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>頭重、めまい、眠気、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、倦<sup>け</sup>ん怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状</li> </ul>

(四十七)	硫化水素(これをその 重量の一パーセントを 超えて含有する製剤そ の他の物を含む。)を製 造し、又は取り扱う業 務		の有無の検査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 一 業務の経歴の調査 二 硫化水素による呼吸器症状、眼の症状等の 他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭痛、不眠、易疲労感、めまい、易興奮性、 悪心、せき、上気道刺激症状、胃腸症状、結膜 及び角膜の異常、歯牙の変化等の他覚症状又は 自覚症状の有無の検査
(四十八)	硫酸ジメチル(これを その重量の一パーセン トを超えて含有する製 剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱 う業務		一 業務の経歴の調査 二 硫酸ジメチルによる呼吸器症状、眼の症状、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、嗄か声、流涙、結膜及び角膜の異常、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 五 尿中の蛋 <sup>たん</sup> 白の有無及びウロビリノーゲンの検査
(四十九)	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 ー 四一アミノジフエニル及びその塩ニル及びその塩ニル及びその塩ラールを分に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	六月	一 業務の経歴の調査

# 別表第四(第三十九条関係) ※二次健診項目

業務		項目
(—)	次の物を製造し、又は取り扱う業務  一 ベンジジン及びその塩 ニ ベーターナフチルアミン 及びその塩 三 アルフアーナフチルアミン ン及びその塩 四 パラージメチルアミノア ゾベンゼン 五 前各号に掲げる物をその 重量の一パーセントを超えて 含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱 <sup>ぼうこう</sup> 鏡検 査又は腎盂 <sup>5</sup> 撮影検査
(二)	次の物を製造し、又は取り扱う業務  一 ジクロルベンジジン及びその塩 ニ オルトートリジン及びその塩 三 ジアニシジン及びその塩 四 マゼンタ 五 前各号に掲げる物をその 重量の一パーセントを超えて 含有する製剤その他の物	ニ 医師が必要と認める場合は、膀胱ぼうこう鏡検
(三)		二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰かくたんの細胞診
(四)	塩素化ビフエニル等を製造 し、又は取り扱う業務	<ul><li>一 作業条件の調査</li><li>二 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査</li><li>三 白血球数の検査</li><li>四 肝機能検査</li></ul>
(五)	ベリリウム等を製造し、又は 取り扱う業務	<ul><li>一 作業条件の調査</li><li>二 胸部理学的検査</li><li>三 肺換気機能検査</li></ul>

		四 医師が必要と認める場合は、肺拡散機能検
		査、心電図検査、尿中若しくは血液中のベリリ
		ウムの量の測定、皮膚貼 <sup>てん</sup> 布試験又はヘマトク
		リツト値の測定
(六)	ベンゾトリクロリド(これを	ー 作業条件の調査
	その重量の〇・五パーセント	二 医師が必要と認める場合は、特殊なエツク
	を超えて含有する製剤その他	ス線撮影による検査、喀痰かくたんの細胞診、気管
	の物を含む。)を製造し、又は	支鏡検査、頭部のエツクス線撮影等による検査、
	取り扱う業務	血液検査(血液像を含む。)、リンパ腺の病理組
		織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査
(七)	アクリルアミド(これをその	ー 作業条件の調査
	重量の一パーセントを超えて	ニ 末梢 しょう神経に関する神経医学的検査
	含有する製剤その他の物を含	
	む。)を製造し、又は取り扱う	
	業務 	
(N)	アクリロニトリル(これをそ	一 作業条件の調査
	の重量の一パーセントを超え	二 血漿 <sup>しよう</sup> コリンエステラーゼ活性値の測定
	て含有する製剤その他の物を	三 肝機能検査
	含む。)を製造し、又は取り扱	
	う業務 	
(九)	インジウム化合物(これをそ	一 作業条件の調査
	の重量の一パーセントを超え	二 医師が必要と認める場合は、胸部のエツク
		ス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影に
		よる検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの
	う業務	際に行う健康診断におけるものを除く。)、血清
		サーフアクタントプロテイン D(血清 SP—D)の
		検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰かくた
		<sup>ん</sup> の細胞診又は気管支鏡検査
(+)	エチルベンゼン(これをその	
		二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、
	含有する製剤その他の物を含	
	む。)を製造し、又は取り扱う	
	業務 	1
(+-)	アルキル水銀化合物(これを	
	その重量の一パーセントを超	
	えて含有する製剤その他の物	
	を含む。)を製造し、又は取り	
	扱う業務	五 知覚異常、ロンベルグ症候、拮ぎが抗運動反

(+=)		
(+三)	する製剤その他の物を含む。)	一 作業条件の調査 二 肝又は脾 <sup>ひ</sup> の腫大を認める場合は、血小板数、ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(ケーGTP)及びクンケル反応(ZTT)の検査三 医師が必要と認める場合は、ジアノグリーン法(ICG)の検査、血清乳酸脱水素酵素(LDH)の検査、血清脂質等の検査、特殊なエツクス線撮影による検査、肝若しくは脾 <sup>ひ</sup> のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査
(十四)	塩素(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	二 胸部理学的検査又は胸部のエツクス線直接
(十五)	オーラミン(これをその重量 のーパーセントを超えて含有 する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務	ニ 医師が必要と認める場合は、膀胱ぼうこう鏡検
(十六)	オルト―フタロジニトリル (これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、 又は取り扱う業務	二 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検 査
(+七)	カドミウム又はその化合物 (これらの物をその重量の一 パーセントを超えて含有する	二 尿中のカドミウムの量の測定

	製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	場合は、胸部理学的検査及び肺換気機能検査四 尿中に蛋 <sup>たん</sup> 白が認められる場合は、尿沈渣 <sup>さ</sup> 検鏡の検査、尿中の蛋 <sup>たん</sup> 白の量の測定及び腎 <sup>じ</sup> <sup>人</sup> 機能検査
(十八)	クロム酸等を製造し、又は取 り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、エツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰かくた人の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
(十九)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 クロホルム ニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、 貧血検査、肝機能検査又は腎機能検査(尿中の蛋 たか白の有無の検査を除く。)
(=+)		二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊な エツクス線撮影による検査、喀痰かくたんの細胞診
(=+-)	パーセントを超えて含有する	二 尿中のコバルトの量の測定
(=+=)	五酸化バナジウム(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を	二 視力の検査

	含む。)を製造し、又は取り扱う業務	撮影による検査 四 医師が必要と認める場合は、肺換気機能検査、血清コレステロール若しくは血清トリグリセライドの測定又は尿中のバナジウムの量の測定
(二十三)		
(二十四)		<ul><li>一 作業条件の調査</li><li>二 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査</li></ul>
(二十五)	タン(これをその重量の一パ	二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰かくたかの細胞診、気管支鏡検査又
(二十六)	れをその重量の一パーセント を超えて含有する製剤その他	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する 労働者に対して行う健康診断におけるものに限 る。) 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波 による検査等の画像検査、CA19—9 等の血液中 の腫瘍しゆようマーカーの検査、赤血球数等の赤血 球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査 (赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビン の検査にあつては、当該業務に常時従事する労 働者に対して行う健康診断におけるものに限 る。)
(二十七)	含有する製剤その他の物を含	労働者に対して行う健康診断におけるものに限

		の量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定
		(血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定
		及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつて
		は、当該業務に常時従事する労働者に対して行
		う健康診断におけるものに限る。)
(二十八)	ジメチル―二・二―ジクロロ	
		労働者に対して行う健康診断におけるものに限
	その重量の一パーセントを超	る。)
	えて含有する製剤その他の物	二 赤血球コリンエステラーゼ活性値の測定
	を含む。)を製造し、又は取り	(当該業務に常時従事する労働者に対して行う)
	扱う業務	健康診断におけるものに限る。)
		三 肝機能検査(当該業務に常時従事する労働
		者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
		四 白血球数及び白血球分画の検査
		五 神経学的検査(当該業務に常時従事する労
		働者に対して行う健康診断におけるものに限
		る。)
(二十九)	ー・ー―ジメチルヒドラジン	ー 作業条件の調査
, , , ,	(これをその重量の一パーセ	
	ントを超えて含有する製剤そ	
	の他の物を含む。)を製造し、	
	又は取り扱う業務	
(三十)		佐業を供の部本
(=+)	臭化メチル(これをその重量	
	の一パーセントを超えて含有	
		査、視力の精密検査及び視野の検査又は脳波検
	を製造し、又は取り扱う業務	<b>全</b>
(三十一)	水銀又はその無機化合物(こ	一 作業条件の調査
	れらの物をその重量の一パー	二 神経医学的検査
	セントを超えて含有する製剤	三 尿中の水銀の量の測定及び尿沈渣さ検鏡の
	その他の物を含む。)を製造	検査
	し、又は取り扱う業務	
(三十二)	トリレンジイソシアネート	ー 作業条件の調査
	(これをその重量の一パーセ	二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状のある
		場合は、胸部理学的検査、胸部のエツクス線直
		接撮影による検査又は閉塞性呼吸機能検査
	又は取り扱う業務	三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、
	- 110.LV \ 140 \ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	腎機能検査又はアレルギー反応の検査
/- ! ->	_ N. L. II . II. A 4L / - 1 . L	
(三十三)	ニツケル化合物(これをその	一作業条件の調査

	<b>重量の一パーセントを超ラ</b> で	ニ 医師が必要と認める場合は、尿中のニツケ
	含有する製剤その他の物を含	一 医師が必要と認める場合は、原中のニッケルの量の測定、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰がくたかの細胞診、皮膚貼でか布試験、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿細管機能検査又は鼻腔 <sup>くう</sup> の耳鼻科学的検査
(三十四)	ニツケルカルボニル(これを その重量の一パーセントを超 えて含有する製剤その他の物 を含む。)を製造し、又は取り 扱う業務	二 肺換気機能検査
(三十五)	て含有する製剤その他の物を	ニ 尿中又は血液中のニトログリコールの量の
(三十六)		二 全血比重、赤血球数、網状赤血球数、メト ヘモグロビン量、ハインツ小体の有無等の赤血
(三十七)		<ul><li>一 作業条件の調査</li><li>二 医師が必要と認める場合は、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影に</li></ul>

	114 O 44 + O 4. \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ -	
	世の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	よる検査、尿中の砒 <sup>い</sup> 素化合物(砒 <sup>い</sup> 酸、亜砒 <sup>い</sup> 酸及びメチルアルソン酸に限る。)の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰 <sup>かくたん</sup> の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
(三十八)	弗 <sup>ふつ</sup> 化水素(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	二 胸部理学的検査又は胸部のエツクス線直接 撮影による検査
(三十九)	ントを超えて含有する製剤そ	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊な エツクス線撮影による検査、喀痰 <sup>かくたん</sup> の細胞 診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
(四十)	ベンゼン等を製造し、又は取 り扱う業務	<ul><li>一 作業条件の調査</li><li>二 血液像その他の血液に関する精密検査</li><li>三 神経医学的検査</li></ul>
(四十一)	ペンタクロルフェノール(別名 PCP) 又はそのナトリウム塩(これらの物をその重量のーパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエツクス線直接撮影による検査
(四十二)	マンガン又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある 場合は、胸部理学的検査及び胸部のエツクス線
(四十三)	沃 <sup>ょう</sup> 化メチル(これをその重	ー 作業条件の調査

		二 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経医学的検査
(四十四)	硫化水素(これをその重量の ーパーセントを超えて含有す る製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務	ニ 胸部理学的検査又は胸部のエツクス線直接
(四十五)	有する製剤その他の物を含	二 胸部理学的検査又は胸部のエツクス線直接
(四十六)	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 ー 四一アミノジフエニル及びその塩ニ 四一ニトロジフエニル及びその塩	ニ 医師が必要と認める場合は、膀胱ぼうこう鏡検

### 7 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)【抄】

#### (健康診断の実施)

- 第四十条 事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務(石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に限る。)に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
  - ー 業務の経歴の調査
  - 二 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の 検査
  - 三 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
  - 四 胸部のエックス線直接撮影による検査
- 2 事業者は、令第二十二条第二項の業務(石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを 発散する場所における業務に限 る。)に常時従事させたことのある労働者で、現に使用 しているものに対し、六月以内ごとに一回、定期に、前項各号に掲げる項目について医 師による健康診断 を行わなければならない。
- 3 事業者は、前二項の健康診断の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者 その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、次の項目について 医師による健康診断を行わなければならない。
  - 一 作業条件の調査
  - 二 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影(石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。)がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰かくた人の細胞診又は気管支鏡検査